○総務省訓令第 13 号

電気通信事業法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和８年３月 25 日

総務大臣　林　芳正

電気通信事業法関係審査基準の一部を改正する訓令

電気通信事業法関係審査基準（平成１３年総務省訓令第７５号）の一部を次のように改正する。

（下線の部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
（趣旨） 第２０条　法第５０条の４の規定により法第５０条の２第１項の電気通信番号使用計画の認定を行い、若しくは法第５０条の６第２項において準用する法第５０条の４の規定により法第５０条の６第１項の変更の認定を行い、又は法第５０条の１２の規定により利用者設備識別番号以外の電気通信番号の指定を行うに当たっては、この章に定めるところによるものとする。	（趣旨） 第２０条　法第５０条の４の規定により法第５０条の２第１項の電気通信番号使用計画の認定を行い、若しくは法第５０条の６第２項において準用する法第５０条の４の規定により法第５０条の６第１項の変更の認定を行い、又は法第５０条の１１の規定により利用者設備識別番号以外の電気通信番号の指定を行うに当たっては、この章に定めるところによるものとする。
（審査基準） 第２０条の２　電気通信番号使用計画の認定は、電気通信番号使用計画について審査し、次の各号のいずれにも適合していると認められる場合に行う。ただし、電気通信事業を営もうとする者及び法第１６５条第１項に規定する営利を目的としない電気通信事業を行おうとする地方公共団体に係る電気通信番号使用計画の認定は、法第９条の登録又は法第１６条第１項若しくは第１６５条第１項の規定による届出が行われた後に行うものとする。	（審査基準） 第２０条の２　電気通信番号使用計画の認定は、電気通信番号使用計画について審査し、次の各号のいずれにも適合していると認められる場合に行う。ただし、電気通信事業を営もうとする者及び法第１６５条第１項に規定する営利を目的としない電気通信事業を行おうとする地方公共団体に係る電気通信番号使用計画の認定は、法第９条の登録又は法第１６条第１項若しくは第１６５条第１項の規定による届出が行われた後に行うものとする。
(1)　法第５０条の４第１号イ関係 ［ア～カ　略］	(1)　法第５０条の４第１号関係 ［ア～カ　同左］
(2)　法第５０条の４第１号ロ関係（利用者設備識別番号の指定を受けようとする場合に限る。） 指定を受けようとする利用者設備識別番号が、電気通信番号計画に定める電気通信番号の構成の範囲内で指定可能なものであること。	(2)　法第５０条の４第２号関係（利用者設備識別番号の指定を受けようとする場合に限る。） 指定を受けようとする利用者設備識別番号が、電気通信番号計画に定める電気通信番号の構成の範囲内で指定可能なものであること。
(3)　番号規則第６条第１項第１号関係（利用者設備	(3)　番号規則第６条第１号関係（利用者設備識別番

識別番号の指定を受けようとする場合に限る。） ［ア～エ　略］	号の指定を受けようとする場合に限る。） ［ア～エ　同左］
(4)　番号規則第６条第１項第２号関係（固定電話番号の指定を受けようとする場合に限る。） ［ア・イ　略］	(4)　番号規則第６条第２号関係（固定電話番号の指定を受けようとする場合に限る。） ［ア・イ　同左］
(5)　番号規則第６条第１項第３号関係（利用者設備識別番号の指定を受けようとする場合に限る。） ［ア～エ　略］	(5)　番号規則第６条第３号関係（利用者設備識別番号の指定を受けようとする場合に限る。） ［ア～エ　同左］
(6)　番号規則第６条第１項第４号関係（卸電気通信役務の提供を行い、又は卸電気通信役務の提供を受ける場合に限る。） ［ア・イ　略］	(6)　番号規則第６条第４号関係（卸電気通信役務の提供を行い、又は卸電気通信役務の提供を受ける場合に限る。） ［ア・イ　同左］
(7)　法第５０条の４第２号イ関係（固定電話番号、音声伝送携帯電話番号又は特定ＩＰ電話番号を使用する場合に限る。） 次に掲げる事項を総合的に勘案して、利用者設備識別番号を使用する電気通信役務の提供を継続的に実施すると見込まれるものであること。 ア　事業計画書に記載された事業に要する資金の調達方法及び当該資金に充てる借入金の返済計画が合理的であること。 イ　事業計画書に記載された事業開始以降５年間の収支見込みの算出が適正かつ明確であり、当該収支見込みが合理的であること。 ウ　法第５０条の７第２号に掲げる要件を満たすこと。	［新設］
(8)　法第５０条の４第２号ロ関係（固定電話番号、音声伝送携帯電話番号又は特定ＩＰ電話番号を使用する場合に限る。） 申請者が番号規則第６条第３項各号に掲げる要件に該当しないこと。	［新設］

附　則

この訓令は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和７年法律第４６号）の施行の日から施行する。